

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査をする警察職員の指定に関する規程

北海道公安委員会規程第4号
平成14年5月31日

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査をする警察職員の指定に関する規程を次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査をする警察職員の指定に関する規程

(立入検査員の指定)

第1条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第21条の規定による営業所に対する立入検査は、北海道警察本部長が指定する警察職員(以下「立入検査員」という。)が行うものとする。

(身分証明書の交付)

第2条

前条の規定により指定した立入検査員に対しては、身分証明書(別記様式)を交付するものとする。

附 則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

		第 号	
身 分 証 明 書			
写 真	押 出 タ ス ン プ	官 職 氏 名	年 月 日生
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。			
年 月 日			
北海道公安委員会 印			

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)
(抜粋)
(報告及び立入検査)

第21条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注1 身分証明書の大きさは、縦54.0ミリメートル、横85.6ミリメートルとする。

2 写真の大きさは、縦26.0ミリメートル、横21.0ミリメートルとする。